

社会福祉法人恵愛会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4)評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。

(6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 非常勤役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日当及び交通費を支払うことができる。

(報酬の支給)

第4条 監事が理事会及び監事監査以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその任務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、規定の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事は、無報酬とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。

3 監事に対する報酬は、別表2により定める額とする。

4 個々の評議員の報酬は、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 非常勤役員及び評議員の報酬等及び日当及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月19日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1

名称	日当	交通費
理事会出席	2,000円	5,000円
評議員会出席	2,000円	5,000円
監事監査	2,000円	5,000円

別表2

名称	報酬	交通費
理事及び評議員・監事業務報酬等	10,000円	5,000円